

# 大阪公立大学における研究の内部質保証に関する方針

2024年2月20日  
学術研究推進本部会議

## 1 趣旨

本方針は、「大阪公立大学における内部質保証に関する基本方針」（以下「内部質保証方針」という。）に基づき、研究を担当する推進責任者（以下「推進責任者」という。）が実施する内部質保証に関し、必要な事項を定める。

## 2 自己点検・評価の実施

推進責任者は、学術研究推進本部会議において、研究に関する内部質保証を推進するため、「大阪公立大学大学評価基本方針」（以下「評価基本方針」という。）及び「大阪公立大学自己点検・評価実施要項」（以下「自己点検実施要項」という。）に基づき、概ね3年ごとに自己点検・評価を行う（内部質保証方針の4（1））。また、その前提として、内部質保証方針の4（2）に基づき、研究の状況について恒常的かつ継続的に点検・評価を実施する。

## 3 自己点検・評価の内容

概ね3年ごとに実施する自己点検・評価は、自己点検実施要項に基づき実施する。

## 4 点検・評価の項目

内部質保証の推進のため恒常的かつ継続的に実施する点検・評価の項目は、次のとおりとする。なお、点検・評価は研究科及び機構（以下「部局」という。）毎に実施したうえで、学術研究推進本部が全学的に評価する。

- （1）研究の実施体制及び支援・推進体制
- （2）研究活動に関する施策
- （3）研究活動の状況及び成果

具体的には、部局は次表に示す「研究活動の状況」の【必須項目】については必ず点検・評価項目に加えるものとする。また、部局の状況に応じ、【選択項目】のうち必要なものを追加することができる。更に、学術研究推進本部が必要と認める場合は、部局独自の点検・評価項目を追加することも可能とする。なお、評価に際して各項目間の評価ウェイトは部局が独自に設定できるものとする。

研究活動の状況 (可能な限り定量化 すること)	【必須項目】 ■ 著書・学術論文の出版状況（件数） ■ 学会講演・研究発表等の状況（件数）
-------------------------------	---

	<p>■競争的研究費の獲得状況（件数・金額）（※1）</p> <p>■国際的研究活動の状況（※2）</p> <p>※1 科研費の応募申請・交付状況は必ず含めるものとする。</p> <p>※2 例：国際共同研究、国際共著論文、海外出張、外国人研究者招聘、国際学会等の主催・運営など</p> <p>【選択項目】</p> <p>■産官学共創研究（共同研究・受託研究）の状況（件数・金額）</p> <p>■特許（発明届）申請状況（件数）</p> <p>■学会活動の状況（幹事・理事等）</p>
<p>研究活動の成果・質に関する評価指標（評価の観点）の例</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●著書・論文（出版件数、単著、筆頭・責任著者の割合等）</li> <li>●書評等による評価</li> <li>●発表論文の引用件数</li> <li>●総インパクトファクター（IF）（論文掲載学術誌IFの総計）</li> <li>●競争的研究費（科研費含む）の獲得件数・獲得額</li> <li>●受託研究・共同研究の件数・研究費の額</li> <li>●国際共同研究件数</li> <li>●国際共著論文数・比率</li> <li>●学術研究にかかる受賞・表彰等の実績</li> <li>●特許取得件数</li> </ul>

## 5 点検・評価の実施方法

推進責任者は、関係する部局が保有する各種資料を活用するほか、必要に応じて関係者から研究に関する意見を聴取するものとする。あわせて、法人評価、教員活動点検・評価等の学内の他の評価及び第三者評価の結果を自己点検・評価及びその前提となる恒常的かつ継続的に実施する点検・評価に活用する。

## 6 点検・評価基準

恒常的かつ継続的に実施する点検・評価の基準は、次のとおりとする。

- (1) 研究活動を実施するために必要な体制が適切に整備され、機能していること。
- (2) 研究活動が活発に行われており、研究の成果が上がっていること。具体的には、部局は4（3）の項目毎に基準となる数値を定め評価を実施する。
- (3) 研究活動において国際化が行われていること。

## 7 改善計画の策定及び実施、報告

- (1) 恒常的かつ継続的な点検・評価の結果、改善が必要と認められた場合、評価基本方針及び「大阪公立大学大学評価による改善に係る基本方針」に基づき、推進責任者は、その

措置について検討を行い、改善方策及びスケジュールを策定する。策定した改善方策等を大阪公立大学大学評価委員会（以下「大学評価委員会」という。）に報告する。

（２） 推進責任者は、大阪公立大学内部質保証会議から要請を受けた改善計画を実施し、大学評価委員会に改善の実施状況を報告する。

#### 附 則

この方針は、2024年2月20日から施行する。